

新築住宅対象住戸申告書

こどもみらい住宅支援事業事務局 御中

対象となる住宅について、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第2条第5項に定める住宅建設瑕疵担保責任保険契約、または同法第3条に定める住宅建築瑕疵担保保証金等を締結するにあたり、下表に記載の戸数で手続を行うことを申告いたします。

令和____年____月____日

【申告者】 ※こどもみらい住宅事業者

建設業許可 国土交通大臣 ()第 ()号
 ()知事

事業者名 社印

代表者

住所

電話

工事発注者（共同事業者①）	
対象となる住宅の所在地 ※地名地番可	
資力確保の方法	<input type="checkbox"/> 住宅建設瑕疵担保責任保険の契約（契約戸数 戸）
	<input type="checkbox"/> 住宅建築瑕疵担保保証金の供託（供託戸数 戸）

* 保険の契約戸数は、加入予定の保険法人にご確認ください。



- 交付決定後、実際の住戸数が減る場合、補助金の振込前の場合は申請の取り下げ、補助金の振込後の場合は補助金の返還が必要となります。
- 事務局は、申告者に対して、証明の根拠となった書類の一部または全部について、開示を求める場合があります。